

一般社団法人日本臨床内科医会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本臨床内科医会(以下「本会」と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本会は、理事会の議決を経て、必要に応じ従たる事務所を置くことができる。

(組織)

第3条 本会は、全国を区域とし、本会の目的に賛同する内科医師及び内科医団体をもって組織する。

2 本会は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

(目的)

第4条 本会は、日本医師会及び日本内科学会と緊密な連携を保ち、臨床内科学の発展を図るとともに、地域医療の要としての医療貢献をはじめ、保健・介護の分野においても積極的に活動し、もって国民福祉の向上を期し、併せて会員相互の親睦、交流、切磋等により、会員に共通する医療上の共益を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨床内科学の発展、向上に関する調査研究、発表並びに知識の普及
- (2) 学会、講習会、その他の集会の開催及び生涯研修の実践
- (3) 臨床内科医学における最新高度の研究と臨床の成果を継続して学習する研究会を開催、専門医としての十分な実力の維持向上を図る
- (4) 社会保険診療の改善、向上、並びに介護保険制度についての検討、研究
- (5) 地域医療の推進並びに保健・介護の分野における積極的活動の促進
- (6) 会誌の刊行と広報に関する事業
- (7) 医の倫理の高揚
- (8) 内科医の当面する諸問題への取組み
- (9) 会員相互の親睦、融和並びに地位向上に関する事業
- (10) 公益事業としての臨床研究審査委員会の設置及び運営
- (11) その他目的達成のために必要な事業

(基金)

第6条 本会の基金の額は、金500万円

2 本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第7条 拠出された基金は、本会が解散するときまで返還しない。

(基金の返還の手続)

第8条 基金の拠出者に返還する基金の総額について、定時社員総会及び総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って返還する。

(公告の方法)

第9条 本会の公告は、会報に掲載し、かつ主たる事務所の掲示場に掲示して行なう。

第2章 会員

(会員)

第10条 本会の会員は、次の通りとする。

(1) 個人会員 本会の目的に賛同して入会した個人で、団体会員に所属することを原則とする。

(2) 団体会員 本会の目的に賛同して入会した都道府県内科医会、又は、理事会で承認したこれに準ずる内科医団体

2 前項の会員のうち代議員に選出された個人会員及び第28条で定める役員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(入 会)

第11条 本会に入会しようとする者(団体・法人を含む)は、本会所定の様式により所属の加入団体を経て申込み、会長の承認を得なければならない。

(準会員)

第12条 本会は個人会員を原則とするが、本会の目的に賛同し、申し出た者には医師免許証取得後5年間は、準会員となることができる。

2 準会員となるには、常任理事会の議決を得なければならない。

(異動の届出)

第13条 会員及び準会員(以下「会員」という。)は、その住所及び氏名又は加入団体の所属を変更したときは、すみやかに所属加入団体を経て、本会に届出なければならない。

(退 会)

第14条 会員が本会を退会しようとするときは、所属加入団体を経て退会届を本会に提出し、理事会の承認を得るものとする。

2 会員が次の各号の何れかに該当するときは理事会の議決を経て本会の会員資格を失うものとする。

(1) 会員が所属加入団体の加入資格を失ったとき

(2) 会員が死亡したとき

(3) 正当な理由なくして、会費を2年以上滞納したとき

(除 名)

第15条 会員が本会の目的、定款に違反し、又は、著しく本会或は本会会員の名誉を損なったときは、理事会の議決を経て退会を勧告する。但し、その会員に弁明する機会を与えなければならない。

(会 費)

第16条 会員は、本会の目的を達成するため、会費を納入する義務を負うものとする。

2 会費の額及び賦課徴収については、社員総会及び総会の議決を経て別に定める会費規定に基づいて行なう。

3 本会の会誌購読料は会費に含まれる。

4 本会の事業推進にあたり臨時に費用を必要とするときは、代議員会の議決を経て特別会費を徴収することができる。

5 既納付の会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(会員名簿)

第17条 本会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

第3章 代 議 員

(代議員)

第18条 本会は、代議員100名以上200名以内をおく。

2 代議員は、第 10 条第 1 項第 2 号に規定する団体ごとに、その個人会員 100 名につき 1 名の割合をもって当該団体が選出するものとする。又、その団体の個人会員数が 100 名に満たない場合でも、1 名を選出するものとする。

3 代議員の任期は、2 年とし、原則として選出年の 4 月 1 日から起算する。

4 代議員に欠員が生じた場合は、欠員の生じた当該団体は、その個人会員の中から直ちに補充することができる。

第 4 章 社員総会及び総会

(社員総会及び総会)

第 19 条 本会の社員総会及び総会は、定時社員総会及び総会並びに臨時社員総会及び総会とし、定時社員総会及び総会は、毎事業年度末日の翌日から 2 ヶ月以内にこれを開催し、臨時社員総会及び総会は、必要に応じて開催するものとする。

(構成と議決権)

第 20 条 社員総会は、第 10 条第 2 項で定める社員をもって構成する。

2 総会は、第 10 条第 1 項で定める会員をもって構成する。

3 社員総会及び総会における議決権は、社員及び会員 1 名につきそれぞれ 1 個とする。(権限)

第 21 条 社員総会及び総会は、次の事項を決議する他、総会は、第 62 条第 1 項の規定に基づく解散を決議する。

(1) 収支の予算及び決算に関する事項

(2) 事業計画に関する事項

(3) 会費の額及び賦課徴収に関する事項

(4) 定款の変更に関する事項

(5) 解散及び残余財産の処分に関する事項

(6) その他、本会の運営に関する重要事項及び一般社団・財団法人法に規定する事項

(開催地)

第 22 条 社員総会及び総会は、主たる事務所の所在地又は都道府県庁の所在地において開催するものとする。

(招 集)

第 23 条 社員総会及び総会は、会長が招集する。

2 社員総会及び総会の招集は、理事会の決議に基づいて行なう。

3 社員総会及び総会を招集するには、開催日より 15 日前までに、各会員に対してその通知を発するものとする。

(決議の方法)

第 24 条 社員総会及び総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席会員中、総社員議決権の過半数の出席があり、その社員議決権の過半数を含む多数をもって、これを決するものとし、可否同数の場合は議長の決するところによる。但し、第 21 条第 4 号及び第 5 号に掲げる事項の決議は、出席会員中、総社員の半数以上であって、総社員議決権の 3 分の 2 以上を含む多数をもって決するものとし、第 62 条第 1 項に基づく解散の決議については、総会員の半数以上であって、総会員議決権の 3 分の 2 以上を含む多数をもって決するものとする

(議決権の代理行使)

第 25 条 社員及び会員は、他の社員及び会員をそれぞれ代理人として議決権を行使することができる。この場合社員及び会員又はそれぞれの代理人は、社員総会及び総会毎に代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。

(議 長)

第 26 条 社員総会及び総会の議長は、会長がこれに当る。会長に事故があるときは、予め定める順序により、副会長がこれに代わる。

(議事録)

第 27 条 社員総会及び総会の議事については、それぞれの経過の要領及び結果を記載した議事録を作成し議長が記名押印して、10 年間本会の主たる事務所に備え置かなければならない。

第 5 章 役 員

(役員の種類)

第 28 条 本会は、次の役員をおく。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 6 名
- (3) 会頭 1 名
- (4) 学会長 1 名
- (5) 理事(常任を含む)3 名以上 60 名以内
- (6) 監事 1 名以上 3 名以内

2 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第 29 条 会長、理事及び監事は、会員の中から社員総会及び総会において選任する。

2 副会長は、社員総会及び総会の承認を経て、理事の中から会長がこれを選任する。

3 会頭は、原則として定時社員総会及び総会開催地の内科医会会長、又はこれに準ずる内科医団体の長が当たるものとする。

4 学会長は、原則として日本臨床内科医学会開催地の内科医会会長、又はこれに準ずる内科医団体の長が当たるものとする。

5 常任理事は、理事の中から会長が指名する。

6 理事及び監事は、併任することができない。

(役員任期)

第 30 条 理事の任期は、選任後 2 年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会及び総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会及び総会の終結の時までとする。

3 会頭の任期は、1 年とし、毎年定時社員総会及び総会終結の翌日より、次の定時社員総会及び総会終結の日までとする。

4 学会長の任期は、1 年とし、毎年日本臨床内科医学会終了の翌日より、次の学会終了日までとする。

5 役員は、再任を妨げない。

6 役員は、任期が満了した場合でも、後任者が就任するまでの間は、引き続きその職務を行わなければならない。

(役員補充)

第 31 条 補欠又は増員により就任した役員(監事を除く)の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残任期間と同一とする。

2 補欠により就任した監事の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とする。

(理事及び監事の報酬)

第 32 条 理事及び監事の報酬は、それぞれ社員総会及び総会の決議をもって定める。

(役員の仕事)

第 33 条 会長は、本会を代表し、本会の業務を統轄する。副会長は、会長を補佐して、本会の業務執行を分掌する。又、会長に事故あるときは、予め会長が指名した順序でその職務を代行する。

- 2 会頭は、会長と協力して当該年度の定時社員総会及び総会を統括する。
- 3 学会長は、会長と協力して当該年度の日本臨床内科医学会を主宰する。
- 4 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより会務を執行する。
- 5 常任理事は、会長の定めるところにより、会務を分担して、常時会務を掌理する。
- 6 監事は、本会の会務並びに資産、会計を監査する。

第 6 章 参与及び顧問等

(参与)

第 34 条 本会に参与を置くことができる。

- 2 会長は、理事会の議決を経て団体会員に所属する会員 1 名を参与に委嘱することができる。
- 3 会長は、必要に応じ参与を招集し、参与は、会務運営に関する会長の諮問事項を協議するものとする。
- 4 参与の任期は、当該時期における会長の任期中とする。

(顧問)

第 35 条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本会に功績のあったものの中から理事会の議決を経て、会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問の任期は、当該時期における会長の任期中とする。

(名誉会長、名誉会員)

第 36 条 本会に名誉会長、名誉会員を置くことができる。

- 2 名誉会長は、本会の会長経験者又はこれに準ずるものの中から社員総会及び総会の議決を経て、会長がこれを推戴する。
- 3 名誉会員は、本会の医学会長、社員総会及び総会会頭経験者、又はこれに準じるものの中から社員総会及び総会の議決を経て、会長がこれを推挙する。

(功勞会員)

第 37 条 本会に功勞会員を置くことができる。

- 2 会長は、社員総会及び総会の議決を経て、本会に特に功勞があった会員を、功勞会員として顕彰することができる。
- 3 功勞会員は、名誉会長を兼ねることができない。
- 4 功勞会員には、会費免除等の経済上の特典は付与されない。

(賛助会員)

第 38 条 本会の目的に賛同し、業務の推進に寄与貢献を申し出た個人又は団体を理事会の議決により賛助会員とすることができる。

第 7 章 会 議

(会議の種類)

第 39 条 本会の会議は、社員総会及び総会の他、代議員会、理事会、常任理事会、委員会、及び地区別ブロック会とする。

(代議員会)

第 40 条 代議員会は、代議員をもって構成する。

2 代議員会は、定時代議員会及び臨時代議員会とし、会長が招集する。

3 定時代議員会は、毎年 1 回開催しなければならない。

4 臨時代議員会は、理事会が必要と認めたとき開催する。又、代議員の 5 分の 1 以上から会議の目的、事項、及びその理由を示して、臨時代議員会開催の請求があったときは、会長は 30 日以内に臨時代議員会を開催しなければならない。

5 役員は、代議員会に出席して意見を述べることができる。

6 代議員会の招集については、7 日前までに会議の目的たる事項及び日時、場所等を代議員に通知しなければならない。但し、臨時緊急の場合は、この限りでない。

(代議員会の議長及び副議長)

第 41 条 代議員会は、代議員の中から議長 1 名、副議長 2 名以内を互選する。

2 議長及び副議長の任期は、これを互選した代議員の任期とする。

3 議長は、会議を主催し、議場の秩序を保持し、代議員会を代表する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。

(代議員会の任務)

第 42 条 次の事項は代議員会の議決を経なければならない。

(1) 収支の予算及び決算に関する事項

(2) 事業計画に関する事項

(3) 会費の額及び賦課徴収に関する事項

(4) 定款の変更に関する事項

(5) 解散及び残余財産の処分に関する事項

(6) その他、本会の運営に関する重要事項及び一般社団・財団法人法に規定する事項

2 次の事項については、定時代議員会に報告し、承認を得なければならない。

(1) 庶務及び会計の概況

(2) 事業の概況

(代議員会の定足数)

第 43 条 代議員会は、議決権の過半数を有する代議員の出席がなければ、開催することができない。また、前条第 1 項第 4 号及び第 5 号の事項については、代議員の過半数以上が出席し、議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって決する。

(代議員会の議決)

第 44 条 代議員会の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 代議員は、委任状により他の代議員を代理人として議決権を行使できる。

(会長の専決処分)

第 45 条 代議員会の議決を要する事項で、緊急を要し代議員会を招集する暇がないときは、第 42 条第 1 項第 4 号及び第 5 号の事項を除き、会長は理事会の議決を経て専決処分をすることができる。

2 前項の専決処分とした事項は、次の代議員会で承認を得なければならない。

(理事会)

第 46 条 理事会は、理事全員をもって構成し、会長がこれを招集して、その議長となる。

2 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が、必要と認めたとき

(2) 理事の4分の1以上から、会議の目的を記載した書面により請求があったとき

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

5 代議員会の議長、副議長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議決)

第47条 理事会の議事は、出席者の過半数でこれを決するところによる。

(理事会の任務)

第48条 法令及びこの定款に定めるもの（代表理事の選定等）のほか、次に掲げる事項については、理事会の議決を経なければならない。但し、緊急を要する場合には、常任理事会の議決をもってこれに代え、直後の理事会において承認を得るものとする。

(1) 社員総会及び総会に付議すべき事項

(2) 社員総会及び総会の決議した事項の執行に関する事項

(3) その他、会務の執行に関する事項

(常任理事会)

第49条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事をもって構成し、会長がこれを招集して、その議長となる。

2 常任理事会は、常任理事2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

3 常任理事会は、会長、副会長又は常任理事の要請により、随時これを開催するものとする。

(常任理事会の議決と任務)

第50条 常任理事会の議決は、第47条の例による。

2 常任理事会は、次の事項につき協議する。

(1) 理事会提出議案の作成に関する事項

(2) 理事会決議事項の執行に関する事項

(3) その他、理事会の議決を要しない常務に関する事項

(委任状による出席)

第51条 理事又は常任理事は、やむを得ない理由のため会議に出席できないときは、委任状による出席を認める。但し、表決には参加できない。

(委員会)

第52条 本会は、必要に応じ理事会の議決を経て、委員会を設置することができる。

2 委員会及び委員に関し必要な事項は、別に定める。

(会議の議事録)

第53条 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事が記名押印のうえこれを保存する。

2 その他の会議の議事については、議事録を作成し、議長及び出席者代表2名が記名押印のうえこれを保存する。

第8章 医 学 会

(学術集会)

第54条 本会は、年に1回、日本臨床内科医学会を主宰する。その詳細は別に定める。

2 その他、学術集会を開催する。

第9章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

第55条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の構成)

第 56 条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 基金及び資産から生ずる収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第 57 条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の議決を経て会長が別に定める。

(経費の支弁)

第 58 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(剰余金の分配の制限)

第 59 条 本会は、会員その他の者に対し、剰余金を分配することができない。

(事業報告及び決算)

第 60 条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会及び総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 10 年間備え置くとともに定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 10 章 定款の変更並びに解散等

(定款の変更)

第 61 条 定款は、社員総会及び総会の決議により変更することができる。

(解 散)

第 62 条 本会は、一般社団・財団法人法に規定する事由及び総会の決議により解散する。

2 本会が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会及び総会の決議により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は公益認定法第 5 条 17 号に掲げる法人若しくはその目的と類似の目的を有する他の一般社団法人に寄付するものとする。

第 11 章 事務局

(事務局)

第 63 条 本会に、事務局をおく。

2 本会の事務局の職制及び職員の任免、給与、分限に関しては、理事会の議決を経て会長が定める。

第 12 章 雑 則

(委 任)

第 64 条 この定款に定めるもののほか、本会の社員総会及び総会の運営に必要な事項は、代議員会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

(施行の日)

第 1 条 この定款は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

(名称の変更)

第 2 条 平成 20 年 12 月 1 日、一般社団・財団法人法の施行に伴い、中間法人法が廃止となったので、一般社団・財団法人法施行に伴う整備法第 2 条第 2 項により即日「一般社団法人」に名称を変更、登記を了した。

附 則

この定款の改正は、平成 23 年 9 月 17 日から施行する。

第 5 章役員の変更があり、定款の改正があった。この改正は平成 29 年 4 月 16 から施行する。

第 5 条(事業)の追加があり、定款の改正があった。この改正は令和 1 年 10 月 12 日から施行する。